

倶知安 農業委員会だより

No20 平成26年月1月1日

<発行者>

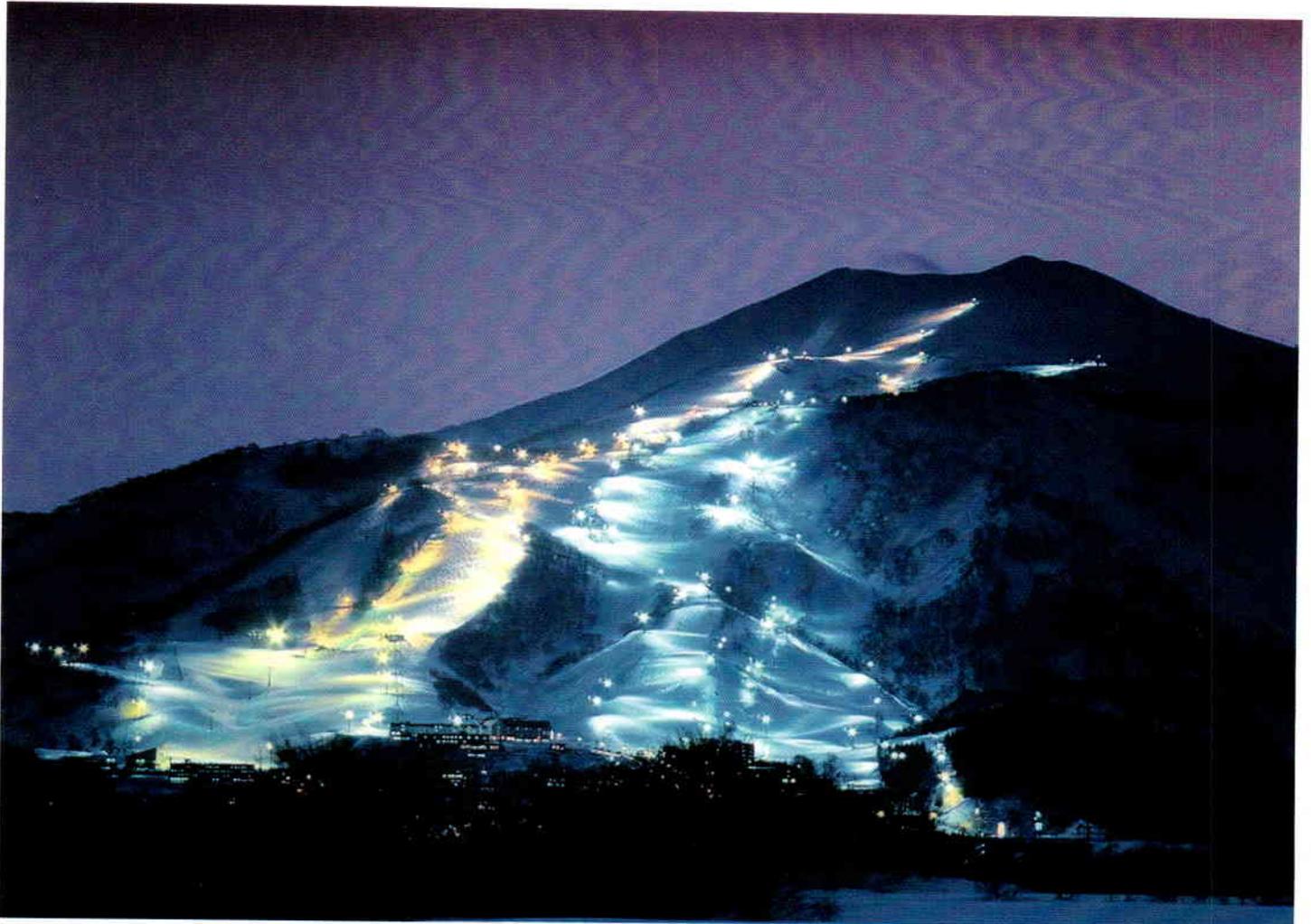
倶知安町農業委員会（第21期委員）

倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 0136-56-8017

FAX 0136-23-2044

mail noui@town.kutchan.lg.jp



新しい年を迎えて

倶知安町農業委員会

会長 大橋章夫

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、異常気象によるゲリラ豪雨、竜巻、記録的な猛暑が、日本列島を襲い、全国各地で、悲惨な被害にみまわれる報道がありました。北海道内においても、大雨による土砂崩れなどの被害があらこちらで聞かれました。

また、道内の農業者にとっては、春先、気温が上がらずに、雪解けに悩まされましたが、作付けが終わった頃からは、天候も回復し、順調に暑い夏を乗り切り、実り多い秋の収穫を迎えることができました。

さて、農家にとつての気懸かりは、TPP交渉参加の席に着いたことにより、不当な要求圧力を国がどう対処するかに懸かっています。聖域とした農産物の「重要5項目」を国は関税撤廃から外すよう求めていましたが、加盟国の圧力が強く難航を余儀なくされています。

さらに、規制緩和による食の安全が保障されていない今、国の対応しだいでは、これから先の日本の農業にどれだけのダメージを与えるかが懸念されております。TPPの行方により、今後の農業情勢が、どう移り変わろうと、農家は、生産性、品質の向上に努力し、安全・安心を基本とした農産物の提供が、農業者に課せられた責務として邁進しなくてはなりません。

そのためにも、農業委員会は地域と一体化した活動を推進し、本町農業振興発展のため日々努力して参ります。

最後に、皆様方に置かれましたは、心身ともに健康でござ幸の一年となりますようご祈念申し上げます。

町長に「農業施策に関する建議書」を提出しました

平成26年度倶知安町農業振興施策に関する建議内容

基幹産業である農業を守り、安心して営農が継続できるよう、効果的で継続性のある農業経営施策の実現に向けて、国・道及び関係機関に対して、支援策予算の確保等の要請をされますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

1. 土地改良事業の推進について

近年、異常気象の影響で、竜巻の発生、記録的な猛暑、特にゲリラ豪雨による洪水、土砂崩れなど、日本列島を襲来しました。道内でも、大雨による多大な被害を受けている地域があり、本町においても、雨による客土の崩れや畑に水が流れ込むなど、小規模ですが、被害が出ている状況にあります。

圃場間の格差を解消するため、粘土地帯、排水不良圃場の客土、暗渠排水の整備など透排水性の改善が必要不可欠であります。気象変動の影響を最小限にとどめ、農作物の安定生産を図るため、国費、道費を活用した土地改良事業を推進していただきますようお願いいたします。

2. 土づくり対策について

農業者にとって土づくりは、安全・安心な農作物を育てるための基本です。

堆肥・緑肥作物（景観緑肥）の導入、土壌分析経費等の助成の継続と、増額の検討をお願いします。

また、本町の基幹作物である馬鈴薯のシストセンチュウ対策に以下の更なる支援強化をお願いします。

- (1) D-D薬剤購入費の一部助成の継続と、一般圃場（男爵）への薬剤購入費（ネマトリン・バイデート等）の一部助成
- (2) 抵抗性品種の導入経費の一部助成の継続と増額
- (3) 大和原種圃場の予防対策強化

3. 獣被害防止対策について

昨年度より、鳥獣被害防止総合対策事業が実施され、熊や鹿・あらいぐまなどによる食害被害のある農家に対し、電牧柵の購入費補助が行われ、設置された圃場では一定の効果が確認されています。

しかし、設置された圃場を避けるだけであり、さらなる食害被害を軽減させるための方策として、電牧柵の設置数を増やすとともに、箱わなの設置及び猟友会と連携しての個体駆除など総合的な対策が必要となります。

安心して農作業を行えるよう、獣被害防止対策の強化を是非お願いします。

4. 担い手対策について

本町の基幹産業である農業を将来に渡り支えていく担い手が、安心して農業に取り組める環境づくりが重要です。

農業経営者の高齢化、後継者不足という現状において、新規就農者の育成確保は、農業政策上重要な課題となっています。

特に、若い力を育てるために情報の提供や各種研修の継続をお願いするとともに結婚対策にも引き続き協力をお願いします。

また、後志管内唯一の北海道立倶知安農業高等学校は、農業後継者育成と地域農業教育振興などに大きな役割を担っており、今後も存続させるようお願いします。

5. TPP 関税撤廃反対運動の強化について

農林水産省の試算では、TPP交渉参加国に対して関税を即時撤廃した場合、安価な外国産品の流入により日本の農業生産額は3兆円減少。このうち8割を重要5項目が占めており、関税撤廃の影響が大きいと見られていることから、自民党は関税見直しの方向性を打ち出そうとしています。

自民党の石破幹事長は、農産物は「聖域」とし、重要5項目は必ず守ると断言していたにも関わらず、自民党内部では、方向転換しようとしています。

加盟国の圧力に屈し、「聖域」とした5項目の扱いを再検討することは、農業関係者への裏切り行為であります。

北海道は勿論のこと、地元の農業を守るため、国に対し、重要5項目は、断固として関税を維持するように求めていただくようお願いいたします。

6. 原子力発電施設に関する対策について

福島原発事故は、農地の汚染による作付制限、風評被害などにより農業者の経営や生活に甚大な影響を与えたばかりではなく、消費者へも大きな不安を与えました。

泊原発に置いても、ひとたび事故が起きれば、30キロ圏内にある倶知安町でも同じ様な状況に陥ることは十分に考えられることです。原発事故は、絶対に繰り返してはならないものであり、原子力エネルギーに代わる代替エネルギー政策の早期実現と併せ、既存施設の安全性確保、常に正確な情報の公開を、引き続き国及び道、電力会社に求めていただくようお願いいたします。

7. 農業委員会の体制強化について

農業委員会は、優良農地の保全確保と担い手の育成などを一層推進することが求められ、農地法等の一部改正等により地域農業振興における農業委員会の担う役割が大幅に拡充され業務量が増加しています。

農地制度を担う農業委員会活動の充実強化のため人員体制の整備と重厚な予算措置を講じ支援されるようお願いいたします。

「市民農園」を見学して

内田 やよい

みなさんは北広島の「くるるの杜」をご存知ですか？敷地内に農業体験の出来る畑と農産物加工施設、直売所、レストランなどがあるホクレンの施設です。今年7月、私たち農業委員は視察研修の中で、特に市民農園を見学させていただきました。正直言って、私たちは農家なので、市民農園を借りるといふ点ではほとんど縁がありません。しかし、見学してみると、市民農園は私たちにとっても新鮮な場所でした。

そこには、区画された畑を借りて家庭菜園を楽しんでいる人たちがいっぱいいます。きれいに除草し、整然と野菜を植えている人もいます。農法をしていない人もいます。借りた区画に1種類だけ作物を育てる人も、借りた畑の理由で手入れされなくなつた畑の理由で、隣の畑と合わさる交流も生まれ、同じで何かしらの交流も生まれ、農家の縮図です！市民農園では、ウモロコシは、花粉が混じつ

てしまおうと実の色に影響するため、黄色のトウモロコシをか育てられないところや、草の後始末に近づかないで管かを荒らさないように、最低限の管理はしないといけない。初夏の野菜たちは、見学したのが初めて買ったとき、感動が、瞬間が、見学を終え、強く感じたのは、自宅前で畑が持つ感じ、方々には、自分で市民農園は、暮らしている中で、ろいろな楽しみを得られるか、というところ。作手のか、ない農地を喜ばれ、利用でき、しない農地を喜ばれ、利用でき、点でも、私たちが農業委員という、市民農園が、あつたり、借りた、市大いに参考になり、借りた、下の、い、方、是非、野菜、分、の、手、で、畑、を、借、り、せ、ん、よ、る、作、れ、る、畑、を、借、り、せ、ん、よ、る、日、が、

秋晴れのもと、農産物即売会が開催されました！

倶知安町認定農業者協議会主催による農産物即売会は、今回で7回目の試みで、11月2日（土）午前9時30分より倶知安町役場前にて開催されました。この即売会は、認定農業者である会員が持ち寄った自慢の農産物であり、大勢の方々会場に足を運ばれ、大盛況により取り行われました。



「農産物即売会の様子」

農地を相続したときは「農業委員会への届出」が必要です！



農地法の許可を要せずに次の理由で農地の権利を取得したときは農業委員会へ届出が必要です。

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効

なお、お届けは権利を取得したことを知った時点から10ヶ月以内となっています。詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい。

農業委員選挙 選挙人名簿搭載の申請

農業委員会では、毎年1月1日に農業委員選挙資格の調査を行っております。申請用紙は、昨年の申請を基に該当する方に配布しています。届いていない方や新たに該当される方は、農業委員会事務局で手続きをお願いします。

◆ 次のすべてに該当する農業者が対象です。

- 町内に住所を有する人
- 平成26年3月31日現在、20歳以上の人
- 30アール以上の農地を耕作している経営者または同居の親族（農業生産法人の構成員を含む）で年間60日以上耕作に従事者

◆ 問い合わせ
農業委員会事務局
電話 56-8017（直通）

農業委員会活動報告

（平成25年7月～25年12月）

- 7月18日 農業委員会協議会視察研修会
- 31日 第8回農業委員会総会
- 31日 山麓地区農業委員会協議会研修会
- 8月19日 農地利用調整会議（3班）
- 28日 第9回農業委員会総会
- 28日 農地パトロール（利用状況調査等）
- 9月27日 第10回農業委員会総会
- 10月29日 第11回農業委員会総会
- 29日 第2回広報編集委員会
- 29日 第1回農業振興委員会
- 11月7日 後志地方農業委員会連合会視察研修
- 18日 農地利用調整会議（1班・2班）
- 19日 平成25年地区別農業委員等研修会
- 20日 農地利用調整会議（2班・3班）
- 27日 第12回農業委員会総会
建議書提出
- 12月10日 農地利用調整会議（2班）
- 11日 農地利用調整会議（3班）
- 17日 農地利用調整会議（2班・3班）
- 24日 農地利用調整会議（2班）
- 27日 第13回農業委員会総会



毎週金曜日発行 B3版8～10頁建
購読料：月600円[送料、税込み]

全国農業新聞を購読しませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読のお申込は、倶知安町農業委員会へお気軽にご連絡ください。

編集後記

冬の訪れで、ほぼ毎日の日課として、除雪にご苦労をされていることでしょうか。私自身、早いもので、農業委員に選任されてから2年半が経ちました。先輩委員の方々に助けをもらいながら、今まで委員活動をきましましたが、農業委員の責務を思うと、まだまだ力不足で、四苦八苦しているのが本音です。

「農業委員会だより」も、年2回発行しておりますが、少しでも多くの方々に農業に関係する情報をお届けできたらと思っております。皆さんからのご意見、ご要望、情報提供などをお待ちしております。

新年を迎え、新たな気持ちで頑張りますので、ご指導・ご協力を願います。

≪高田玲子≫

広報編集委員

村元 剛
高田 玲子
三木 繁勝
内田 やよい